

白 糠 町 農 業 委 員 会
第 3 回 総 会 議 事 録

自 令和 2 年 9 月 29 日
至 令和 2 年 9 月 29 日

白 糠 町 農 業 委 員 会

第 3 回 白 糠 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和 2 年 9 月 29 日

1 本委員会に出席した委員の氏名及び議事録署名委員の氏名

議席	委 員 氏 名	出 欠	署 名	所 属
議長	林 善 幸	○		総 務
1	中 河 敏 史	○		農 地
2	田 代 幸 男	○		農 地
3	對 木 範 誉	○		農 地
4	澁 谷 幸 子	○	○	総 務
5	松 田 浩 二	○	○	農 地
6	石 田 正 義	○		総 務
7	峯 田 弘 子	○		総 務
8	酒 井 伸 吾	○		農 地

2 事務局職員の出席した者

事務局長 相澤勝明
主 幹 齊藤嘉重
主 任 澁谷直樹

3 委員会に付議した議件

日程 1 議事録署名委員の指名
日程 2 会務報告
日程 3 議案第 3 号 合意解約通知の成立状況の確認
日程 4 議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請
日程 5 議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に関する意見書の進達
日程 6 議案第 6 号 農用地利用集積計画の作成の要請
日程 7 議案第 7 号 利用状況調査（農地パトロール）の実施

開会 午後 1 時27分

議長 これより第 3 回農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員数は 9 名であります。

白糠町農業委員会会議規則第 6 条の規定により、委員の過半数の出席で会議が成立しております。

日程第 1 「議事録署名委員の指名」を行います。
本日の議事録署名委員は、会議規則第 13 条第 2 項により、2 名の委員を議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、私の方から議事録署名委員を指名いたします。
4 番 澁谷委員、5 番 松田委員、以上 2 名を指名いたします。

日程第 2 「会務報告」をいたします。
8 月 28 日、「第 2 回白糠町都市計画審議会」が役場で開催され、私が出席しております。
以上、会務報告とさせていただきます。

日程第 3 議案第 3 号「合意解約通知の成立状況の確認」について議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 議案第 3 号「合意解約通知の成立状況の確認」。
農地法第 3 条の規定による許可及び農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について、賃貸借の解約がなされ、農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく通知があったので、本会の審議を求める。
令和 2 年 9 月 29 日提出。
白糠町農業委員会 会長 林 善幸。
記。
農地法第 18 条第 6 項の規定による通知者氏名
号別 1 貸主 ●●● 借主 ●●●
号別 2 貸主 ●●●
号別 3 貸主 ●●●
号別 4 貸主 ●●●
号別 5 貸主 ●●●
号別 6 貸主 ●●●
次のページをお開き下さい。
解約形態は合意解約であります。解約の事由は「賃借先を農業法人に変更するため」の解約となっております。
以上、議案第 3 号の説明とさせていただきます。

議 長 議案第3号の質疑をお受けいたします。

石田委員 合意解約なのだけど、このような中身の後はないのかな。

斉藤主幹 解約後は、その先に新たに賃貸契約があります。解約の報告を受けてこの報告の内容が、間違いなく解約されたという内容を号別1以降の解約の通知書、解約の申入書、同意書に基づいて、これが真正なものだということを判断していただいて、この了承を得た上で、次の新たな契約に結び付けるような内容となっておりますので、この後ご審議していただく予定です。

石田委員 要するにこれが合意解約された後に新たに解約のかたちをとるという説明でいいのかな。

斉藤主幹 そのとおりです。

議 長 ほかにありませんか。

(出席委員) (なし)

議 長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第3号につきましては、原案のとおり可決いたします。

日程第4 議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

なお、議案中、号別2につきましては、●●●は会議規則第10条の規定より関わりがあり、議事に参与する制限がありますので、●●●が退席し、職務代理者にこの件につきまして務めていただきたいと思います。

先に、号別1についてご審議をいただき、審議が終了しましたら、議長の交代をします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請」。

下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可について、本会の審議を求める。

令和2年9月29日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

号別1、譲渡人 ●●● 譲受人 ●●●

号別2、貸主 ●●● 借主 ●●●

次のページをおめくり願います。
許可申請の内容をご説明いたします。
号別1の●●●の所有地は和天別●●●の土地を含め合計7筆、合計面積が●●●
売買価格につきましては、●●●になります。
以上、議案第4号 号別1の説明とさせていただきます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から補足説明を求めます。
峯田委員をお願いします。

峯田委員 7番 峯田です。
許可申請地につきまして、現地を確認しておりますが、土地利用を推進するものであり、今後も農地の有効利用が図られ、周辺農地への影響は無いものと思われま。

議長 議案第4号 号別1の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第4号 号別1につきましては、原案のとおり決定いたします。
それでは、ここで●●●は会議規則第10条の規定より関わりがあり、議事に参与する制限がありますので、●●●が退席し、職務代理者にこの件につきまして務めていただきたく存じます。
酒井委員、お願いいたします。
暫時休憩します。

《暫時休憩 ●●●退席》

職務代理者 (酒井委員) 休憩を解き、再開いたします。
引き続き会議を進めます。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 それでは号別2であります。
先ほど審議していただいた、合意解約の土地であります。
申請事由としては、借主の要望でこの土地を一旦解約した上での、農業法人との契約であります。
号別2の所在地は、白糠町●●●、面積●●●年間の借賃が●●●。
使用開始が10月1日から10年間となっておりますが、農地法3条の性質

上、お互いの解約がない限り、10年を過ぎても解約はされません。
以上、号別2の説明させていただきます。

職務代理人 (酒井委員) ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から補足説明を求めます。
中河委員お願いします。

中河委員 1番 中河です。
許可申請地につきまして、現地を確認しておりますが、従来と使用形態は変わりません。今後も農地の適正な有効利用が図られ、周辺農地への影響は無いものと思われま。

職務代理人 (酒井委員) 議案第4号、号別2についての質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

職務代理人 (酒井委員) 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、議案第4号、号別2につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

職務代理人 (酒井委員) ご異議なしと認めます。
よって、議案第4号、号別2につきましては、原案のとおり決定いたします。
それでは、ここで議長を交代します。
暫時休憩します。
《暫時休憩、議長交代》

議長 会議を再開いたします。
日程第5 議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請に関する意見書の進達」についてを議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請に関する意見書の進達」。
下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったので、意見について本会の審議を求める。
令和2年9月29日提出。
白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

次のページをおめくり願います。
内容について、ご説明いたします。
申請地は、池田様の所有する農地になります。この農地に農業用施設、「育成舎」を新たに建設するものであります。

申請に対しての意見及び理由になります。「本転用事業は町の農業振興地域整備計画において、農用区域内の農用地利用計画において指定された土地利用用途に供するために行われる施設（農業用施設）の建設であるため、農地法第4条第6項ただし書きの規定により立地基準は満たすと認められる。

なお、農業用施設用地への用途区分の変更については、令和2年8月27日付で決定公告されている。」と記載させていただきました。

この内容に基づき、総合意見では「許可相当と認められる」、本申請につきましては、施設用地として適当な場所であり、周辺農家に及ぼす影響もなく、計画実現も確実と認められるもので、農業委員会の意見を付して進達したいというものであります。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。

議長 議案第5号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり進達することにいたします。

日程第6 議案第6号「農用地利用集積計画の作成の要請」について議題といたします。

なお、この議案につきましては、●●●は会議規則第10条の規定より関わりがあり、議事に参与する制限がありますので、●●●が退席し、職務代理者にこの件につきまして務めていただきたく存じます。

酒井委員、お願いいたします。

暫時休憩します。

《暫時休憩 ●●●退席》

職務代理者(酒井委員) 休憩を解き、再開いたします。
それでは、引き続き会議を進めます。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 議案第6号「農用地利用集積計画の作成の要請」。

下記の農用地利用集積計画は、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、白糠町に対し、農用地利用集積計画の作成を要請することについて本会の審議を求める。

令和2年9月29日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

次のページをおめくり願います。

「農用地利用集積計画の作成の要請（賃借権設定）」。

号別1であります。貸付人 ●●●様から 借受人 ●●●様へ年間●●●の9年間になります。

なお、借受人につきましては、以後すべて同一人のため割愛させていただきます。

また、図面につきましては、1枚に全体図としてまとめたものと、号別ごとに地番図として掲載しておりますので、より詳細な地図は、号別ごとの地番図で確認していただければと思います。

続きまして、号別2であります。

貸付人 ●●●から 年間●●●の9年間。

号別3 ●●●から 年間●●●の9年間。

号別4 ●●●から 年間●●●の9年間。

号別5 白糠町長 棚野孝夫 旧白糠町農地利利用集積円滑化団体（●●●委任分）年間 ●●● これにつきましては、●●●様からの円滑化団体への委任期間が令和5年7月4日までとなっておりますことから、この日をもって期間満了といたします。

以上、議案第6号の説明とさせていただきます。

職務代理者 (酒井委員) 議案第6号について質疑をお受けいたします。

石田委員 白糠町 棚野孝夫とはどのようなことか。

齊藤主幹 農地利利用集積円滑化団体、イコール白糠町になっていますが、この円滑化団体が法制度、法律の改正によりまして昨年の4月から円滑化団体の名称が使えなくなりました。名称がないということは団体として契約行為ができませんので、権利設定もできませんので、円滑化団体の名称が使えなくなる。今回このように記載させていただいたのは、わりやういように旧という文言を付け加えさせていただいているのですが、円滑化団体がないので、ただ、円滑化団体イコール町ですから、頭に白糠町長と記載させていただきました。権利設定をする場合は、町長名でやらなければなりません。元々委任行為が平成25年にされていますので、それが10年間の委任行為なので、その10年間の委任行為が切れるのが令和5年7月4日までとなっておりますので、委任行為の解約がない限りは契約がそのままいかされるという状態で、内容的には契約変更、解約というより白糠町に委任されておりますので、その委任の中で借主が変わったのでこのような形態をとらせていただきました。

石田委員 円滑化団体が無くなったということか。去年の4月からか。

齊藤主幹 大変失礼いたしました。今年の4月1日からです。

職務代理者 (酒井委員) 他に質疑ありませんか。

(出席委員) (なし)

職務代理者 質疑なしと認めます。
(酒井委員) これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

職務代理者 ご異議なしと認めます。
(酒井委員) よって、議案第6号につきましては、原案のとおり決定いたします。
それでは、ここで議長を交代します。
暫時休憩します。

《暫時休憩、議長交代》

議長 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第7 議案第7号「利用状況調査（農地パトロール）の実施」について議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 議案第7号「利用状況調査（農地パトロール）の実施」。
農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項に基づき、区域内における農地の利用の状況を調査する必要があるため、令和2年度調査にあたり、下記のとおり「実施要領」を定めて実施することについて、本会の審議を求める。

令和2年9月29日提出。

白糖町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

別添のとおり

本案につきましては、例年実施しております利用状況調査、通称「農地パトロール」になります。

あらためて、農地パトロールの内容につきましてご説明いたします。この農地パトロールは農地の有効利用や遊休農地解消を進めるため、毎年一定の時期、8月から11月の間に、「農地パトロール月間」を設定し、地域ごとの農家の農地利用の現状や今後の意向等について農業委員会等による総点検を行い、その結果を農地基本台帳に整備いたします。

この調査は農地法に基づきまして、農業委員会が管内の全ての農地の利用状況について調査し、遊休農地である場合には、その農業上の利用の増進を図るため必要な指導を行うほか、通知、勧告といった手続きを一貫して実施することになっています。

さらに、これらとあわせて「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」も行います。これも農地パトロールと同様に耕作放棄地の状況等を把握するための現地調査を行うものであります。

それでは、恐れ入りますが、別冊の「令和2年度利用状況調査（農地パトロール）実施要領」をご覧ください。

実施目的は、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、違反転用発生防止・早期発見に向けた活動の一環として実施いたします。

既に昨年から調査を実施し、皆さまから調査後の資料をいただいております。その調査済の資料を基に今回も、農業委員全員で調査をいたしますが、それぞれの担当地区毎ではなく、例えば9名の農業委員を4名、5名に分けて、2日間で実施したいと考えております。

次の項目の実施時期でも、10月6日から16日の期間のうち2日間において集中的に調査をしたいと考えています。この時の体制を2班に分けて、1日目を4名、2日目5名で調査を行いたいと考えています。

3項目目の実施内容ですが、実施目的の内容とも重複いたしますが、遊休農地及び遊休化のおそれがある農地の状況把握、カッコで「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」とありますが、この部分が白糠町が関係するため、町職員も同行することとなっております。詳細は4項目目に記載あります。

4項目の実施方法です。調査日当日にも改めてご説明いたしますが、調査のしかた、具体的には農地判定のしかたにつきましてご説明いたします。

調査の対象は、町内の全ての農地が対象となりますが、日頃の活動業務によって確認されている農地は除外いたします。具体的には現在も農業を営んでいるところは当然全ての農地を使用していると考えておりますので、農業から離れた方を中心に農地を抜粋して調査をしたいと考えております。

現地調査は、一筆ごとに農地の利用状況を現地において「目視等」により確認、つまり道路から確認できるところは土地に足を踏み入れないで、全体を見渡して確認することになります。

そして、調査判定。ここが分りにくいところですが、カッコ1の「利用状況調査」に関わる判定区分、これが農地法に基づく調査。一方の「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」は国の調査に基づくもので、農政係が所管する調査になります。

農業委員会としては、まずは、農地法に基づく「利用状況調査」の判定を先行いたします。利用状況調査の判定区分ですが、「耕作放棄地」と「低利用地」に分かれます。耕作放棄地は現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。低利用地は、農業上の利用の程度が、その周辺の地域における農地の利用の程度に比べ著しく劣っていると認められる農地となっております。低利用地は例えば、農地を休ませるため、一時使用していないとか、農地全体の半分も使用していないとか、使おうと思えば使える土地になります。

耕作放棄地は農地として再生ができるか、再生が困難なのかの判断になります。まだ農地として使える見込みがあるのであれば、この調査を一度終了した後、再度調査をしなければなりません。それが「利用意向調査」になります。地権者には将来の農地の活用をお聞きし、自ら使うのか、それとも土地の処分方法をお考えなのかを聴き取りします。

しかし、再生が困難で、農地として復元できませんとなったら、「非農地判断」をせざるを得ないことにもなります。

その時は、総会に諮って決定し、非農地となりましたら農地台帳から除き、今後の調査対象からも除かれることとなります。

以上、実施要領の説明と議案第7号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長 議案第7号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
ここで、説明にあったとおり10月6日から10月16日期间に調査を実施しますが、調査日と委員の体制につきましてお諮りいたします。
まずは、調査日を2日間とすることにご異議ありませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

次に、調査日と委員の体制ですが、委員の体制ですが、4名、5名で1回目か2回目のいずれかに出役していただくこととなります。まずは体制につきまして、意見などありましたらお伺いいたします。なければ事務局より案があれば示してください。

(出席委員) (なし)

議長 無いようなので、事務局案を示してください。

斉藤主幹 先に、日程から協議をさせていただきます。
先週、総会のご案内文と同封させていただきました、「農地パトロール日程調整」ということで、本日日程調整をさせていただくのですが、日程案としては10月6日から16日の内2日間。班体制は、茶路沢、和天別、庶路になりますが、距離的なことを考えますと、茶路沢だけで一つの班、和天別と庶路沢は一緒にとのことで、これを一つの班ということで編成したいと考えています。その上で、先ず、1回目、1日目は10月8日、来週の木曜日になりますが、これは茶路沢を中心に周りたいてと考えています。担当地区等を考えた上で、発表させていただきますが、對木委員、渋谷委員、石田委員、林委員の4名。次に和天別と庶路沢を中心になりますが、これは翌週の10月15日木曜日、中河委員、田代委員、松田委員、峯田委員、酒井委員の5名で考えております。

当日は午前中からの調査ということですが、例年では役場1階のロビーに10時に集合していただき、調査をさせていただいておりますが、いま発表させていただきました日程、時間等はどうでしょうか。

石田委員 10月8日はいいのだけど、前回の総会にて●●●さんの左股の農地はどうか。

斉藤主幹 8日になります。その当時のあっせんの内容をご承知しているということで、8日の茶路沢に石田委員を編入させていただきました。一番奥地の●●●さんの部分も見る。いまは図面等を作成している最中です。調査日当日に図面をお渡ししたいと考えております。

また、庶路、和天別につきましては少し話がそれるのですが、現況調

査も上がってきておりますので、和天別の現況調査がありますので、それらもあわせて実施したいと考えております。

午前中10時から始めて、1時、2時くらいまでには終わるスケジュールで考えております。

石田委員 左股、右股、新縫別のこの辺はどのように考えているのか。

斉藤主幹 確定しているところの周辺を中心に、あまり移動しないで周辺地を。例えば●●●さんであれば、●●●の土地も調べたい。近くには●●●様もいらっしゃるのですが、●●●様が一部使っているかはわかりませんが、そこらへんの状況も確認できればと思います。

議長 ただいまの事務局案でよろしいでしょうか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第7号につきましては、原案のとおり決定いたします。
以上をもちまして、本日予定しておりました議案につきましては、全て終了いたしました。
これをもちまして、第3回農業委員会総会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(閉会時間 午後 2 時12分)